

えん罪被害者を救済するために再審制度の速やかな改正を求める
意見書

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われます。しかし、えん罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという状況にあります。

えん罪被害者の一刻も早い救済のためには、再審請求審において被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちのすべての証拠の開示が必要であり、また、有罪・無罪は再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されるので検察の再審開始決定に対する不服申立ては禁止すべきです。

以上のことから、えん罪被害者の一刻も早い救済のために、下記の事項について速やかに改正するよう、国に要望します。

記

- 1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月15日

伊 那 市 議 会